

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

申立期間において、私の地区では国民年金係という役職があり、毎月の定例会に各組長が自治会費、国民健康保険料等と一緒に年金保険料を収集していた。私は、家族の代表として弟の分と一緒に納付しており、私の保険料のみが未納であることは考えられず納得がいかないので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、毎月、自身と弟の国民年金保険料を自治会の組長に渡して納付していたにもかかわらず、弟の分の納付のみが記録されているのは納得できないと主張している。

しかしながら、申立期間及びその前後の期間である昭和57年4月から62年12月までの納付状況を確認すると、当時同居していた申立人の姉と弟は同一の納付日となっているところ、申立人の納付日は過年度保険料の一括納付及び現年度保険料の一括納付となっており申立人の主張とは相違する。

また、申立人が委託している会計事務所から提供を受けた昭和54年から63年までの給与所得者の保険料控除申告書及び所得税源泉徴収簿に記載がある国民年金保険料の金額は、国及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者台帳に記録された納付日から計算した金額と比較すると、7年分が一致せず当該申告書等からは申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立人は一貫して「平成になる前は、保険料をまとめて納付したことは無い。」と主張していることから、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月頃から同年 11 月頃まで

A社（現在は、B社）に6か月ごとの契約で二度勤務したが、一度目の勤務しか厚生年金保険の記録が確認できない。同じように期間採用で勤務したのに、申立期間の記録が無いことはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿から、申立人が、申立期間のうち昭和 57 年 5 月 18 日から同年 9 月 17 日までの期間において、A社に期間社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所には、申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出控は保管されておらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人と同月に採用され、所属先が同じであった期間社員 53 人のうち、採用と同時に厚生年金保険の被保険者となっていない者が 7 人確認できる上、当時の複数の同僚は、「期間社員の厚生年金保険の加入については、必ず加入する決まりではなく、本人の意思に任されていたので、加入しない人もいた。」と証言していることから、申立期間当時において、当該事業所では期間社員については全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金基金の加入記録では、厚生年金保険の記録が確認できる申立期間直前の勤務については厚生年金基金の記録も確認できるが、申立期間の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。